

平成30年度 第2回
江東区地域自立支援協議会
議 事 録

1 日 時 平成31年1月31日 午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 文化センター6階 第1～3会議室

3 出席者 里村 恵子 根本 雅司 白木 麗美
宮本 光司 小滝 義浩 平松 謙一
高橋 久子 夏梅 照子 高井 伸一
菅 佐智子 青柳 浩二 萩田 秋雄
田村 満子 油井 真 山口 浩
尾本 光祥 堀越 勉

4 会議次第

- 議事1 障害者差別解消法の実績報告について
- 議事2 指定特定相談支援事業について
- 議事3 専門部会からの報告について
- 議事4 その他

5 資料

- 資料1 平成30年度障害者差別解消法受付台帳
- 資料2 指定特定相談支援事業について
- 資料3 専門部会からの報告
- 資料4 障害者実態調査について（前回調査票）

6 傍 聴 なし

7 会議内容

〔開 会〕

事務局より挨拶、資料の確認等。

議事1 障害者差別解消法の実績報告について

【里村会長】 それでは、議事に従って会議を進めます。

議事（1）障害者差別解消法の実績報告について、事務局より説明をお願いします。

【西隈施策推進係長】 施策推進係の西隈と申します。お手元に資料1、平成30年度障害者差別解消法受付台帳をご準備ください。こちらの資料に沿いましてご説明をさせていただきます。

平成30年度につきましては、8件のご相談をいただいているところです。では、1番から順次ご説明させていただきたいと思います。1番は知的障害者の保護者の方からのご相談でございました。話すことがままならない、判断能力が乏しいという理由でクレジットカードがつかれなかったが、その対応について、事業者の対応が正しかったのかということでお問い合わせをいただいた案件になります。

事業者を確認いたしましたところ、社内の取り決めでお断りしたとのことでした。障害を理由としたということではなく、外国人の方で重要同意事項を理解できないといった方に対しては、社内の取り決めでカードをつくることができないということでした。しかしながら、当事者同士でお互い理解し合い、話し合いをするようお願いいたしまして、相談者にもその旨をお伝えしたところです。この相談者の方は別の会社でクレジットカードをつくるということで終結いたしました。

2番目になりますが、理髪店、床屋さんで同行したヘルパーさんが補装具をつけたまま散髪の椅子に移乗したところ、椅子を傷つけてしまったということで、次に利用した際に装具を外し移乗したけれども、次回からは車椅子のまま散髪をさせてほしいという申し出があり、利用されている方が傷ついてしまったという案件でございました。

この相談者は、こういう事例があったことを記録としてとってほしいということでございまして、私どものほうから事業者に対して、障害者差別解消法についての説明させていただいて、終結した案件になってございます。

3番目になりますが、教育機関ということで、匿名の方からのご相談でございました。学校の教員の方が高圧的で配慮に欠けた言葉を使い、相談しにくい環境にあるということで、教員の方の態度を改めるにはどこに相談したらよいですかということでご相談をいただきました。

私たちの対応といたしましては、学校の校長、副校長とまずお話していただくこと、あとは特別支援学校の相談窓口になっている東京都の特別支援教育推進室をご紹介したところでございます。

続きまして、4番になりますが、民間事業者からのご相談というよりも報告になりますが、車椅子を利用している障害者の方から、「誰でもトイレは車椅子専用にして」ということで恫喝されて、対応した職員の氏名等をインターネットに掲載されてしまったということでした。また、その方が、区にも報告するという事だったので、区に報告があった案件になります。その後、車椅子利用者の方からは区に対しては連絡がありませんでした。

5番目になりますが、この方は呼吸器系疾患の方でございまして、とある駅のホームに喫煙所が併設された喫茶店があり、排煙口からたばこの煙がホームに流れてきていて、多大なる害をこうむっているということでご相談があった案件になります。受動喫煙につきましては、私たちの専門外ということもありますので、保健所とともに訪問しまして現場を確認いたしました。

今後、オリンピック・パラリンピック等の開催もされることから、改修工事が予定されており、その際に撤去するという事でご確認いたしまして、相談者の方に報告した案件になっております。

6番になります。職員の事務のミスにより利用者との間に誤解を生じてしまったということで、内容はあくまでも差別というよりも事務的なミスがあったということで、障害者差別解消とは言いがたかったかなというところがございます。その後、施設職員のスキルアップのために障害者の差別解消法について研修を行うことといたしました。

続きまして、7番、精神障害者の方からのご相談になります。区役所の担当職員の対応が悪くて就職もうまくいかず借金を背負ってしまった。その職員の態度を改めてほしいというご相談でございました。この方は結論としては、冷静になってすぐに自分のほうで対応できるということでご連絡をいただきまして、担当の係長と

情報を共有して終了した案件でございます。

8番になります。知的障害のある保護者の方でございましたが、大きな声を出すという理由で区の担当職員から通所施設を利用できない旨の説明をされたということでした。私どもとしては事実確認をいたしまして、担当職員、施設等々からの確認不足、説明不足があったということで、担当職員及び相談者に対してお互いが納得する話し合いをすることをお願いしたという案件になってございます。この方は、次の施設等々を今探しているところで、現在検討中というところになってございます。

あわせて、周知ということでございますと、先ほど申し上げた行政機関への研修ですとか、あとは消防署等々にも今回、障害者差別解消法について説明に伺ったこともございました。東京都の条例が施行されたということで、区報の1面のほうにも再度、障害者差別解消法について掲載をしたところでございます。

来年度も、自立支援協議会の権利擁護部会と連携しながら、障害者差別解消法の周知を図って、誰もが住みやすいまちづくりに向けて取り組んでいけたらと思います。皆様のお知恵を借りながら周知を図っていければと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。今、ご説明に何かご意見、ご質問がありますでしょうか。どうぞ。

【白木委員】 弁護士の白木と申します。報告をお聞きしまして、ありがとうございます。

民間事業者の方からのお話なので、若干ちょっとこの後にもし同じようなことがあればという意味でお話をさせていただきたいのですが、トランスジェンダー、いわゆる体の性と心の性が異なるような方がお手洗いを利用したいというときに、実際にその心の性にあわせてお手洗いが行ける場合であればいいのですが、なかなかそういったことができないような状況のときに、とりあえず暫定的に誰でもトイレを使われるという方がおられます。なので、必ずしも車椅子ご利用の方とは限らない、そうでなくても外に見えにくい障害をお持ちの方もおられるかと思うので、その辺何か誰でもトイレというのは、ほんとうに誰でも使えるのだよということがわかるような形になればいいなと思いました。

【里村会長】 今のご提案について、何かそういうアイデアが区のほうでありますでしょうか。

【西隈施策推進係長】 白木委員のおっしゃるとおりで、見えない障害等々の方もいらっしゃると思いますので、施設の状況や利用者層、そういったところによって対応や周知方法は若干変わってくると思いますけれども、そういった配慮は今後必要であると認識しているところでございます。

【里村会長】 ほかにございますか。どうぞ。

【平松委員】 おあしす福社会の平松ですが、差別ということだけに限定するのでもいいのかということがありまして、差別解消、それから虐待防止、権利擁護ということがある意味で一体と考えております。虐待については、はっきりした虐待であるかどうかということによって通報するというのではなくて、虐待かもしれない、それが疑われるということによって我々は通報するということになっておりまして、おあしすとしても、区のほうに虐待の可能性もあるということによって何件か通報しております。はっきりした虐待といえなくても、小さな権利侵害がいずれ虐待に発展する危険性がありますので、明らかな虐待だけではなくて、そういう権利侵害があったときにそれをどうやって防止するか、ないしはよりよい支援にするためにどうしたらいいかということを検討するということが望まれると思っております。区としてもそういう虐待の可能性のあるような通報について、どういうところに問題があるのか、それに対して行政としてはどうかかわっているのか、ないしはそういうことをなくすためにどういうふうにしていくかということも、権利擁護部会とともにやっていただければと思っておりますけれども、通報が何件あり、明らかな虐待といえるものは何件で、それに対してどう対応したのか。それから、虐待とまではいかないけれども、障害者に対する権利侵害に該当するものではないか、そういう事例に対してどうしたということも報告していただいたほうがよろしいのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

【里村会長】 何か今の件でお答えありましたら、よろしく申し上げます。

【内藤障害者支援課長】 障害者支援課長です。今ご報告しました障害者差別解消法に関する窓口とは別に、区としては虐待防止センターを設けております。境目が難しいというお話はあろうかと思いますが、もし差別解消法のほうに虐待のお話が来れば虐待防止センターにつながりますし、それはそれぞれ障害者支援課の中で適

宜連絡を連携してやっております。

虐待防止につきましては、後ほど件数については口頭で係長よりご報告させていただきますが、通報がありましたら虐待かもしれないという案件につきましてももちろん聞き取りをいたしまして、ご本人、ご家族の方、施設であったり、必要に応じて必要な方の聞き取り調査等を実施しまして、虐待の有無について確認しております。もし虐待で、分離保護の必要性があれば早急に分離をして保護をするということで、障害者の方の保護を図りますし、東京都への報告ですとか、他自治体にわたることであれば、適宜連携しながら障害者の虐待の防止に努めておりますし、実際に虐待があるということであれば、その虐待がなくなるようにという対応を区としてきちんとやっております。

【秋山相談支援担当係長】 相談支援担当係長の秋山です。今年度の虐待の件数について、ご報告いたします。

虐待、虐待疑いの通報23件ありまして、内訳としましては、擁護者からの虐待が9件、施設従事者からの虐待が13件、利用者からの虐待が1件となっております。このうちまだ調査中のものもありますが、虐待として認定したものが擁護者からの虐待は4件、うち3件は擁護者と被虐待者の分離を行っております。施設従事者からの虐待については、2件が虐待に該当するということで東京都のほうへ報告しております。

また、虐待防止の啓発活動ということですが、医療機関のほうで一度研修を行っております。また、グループホームから要請がありまして、そちらでも研修を行っております。またもう1件、作業所のほうから研修の要請がありますので、そちらのほうへ赴く予定でおります。

以上です。

【里村会長】 よろしいでしょうか。

【平松委員】 はい。

【里村会長】 ほかに何かございますか。

では、ご意見など出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事2 指定特定相談支援事業について

【里村会長】 次に、議事（２）指定特定相談支援事業について、事務局より説明をお願いします。

【本山支援調整係長】 案件の２番につきまして、障害者支援課支援調整係長の本山と申します。ご説明させていただきます。恐れ入ります、お手元の資料の２番、資料No.2というところをごらんいただきたいと思います。

まず、相談支援事業所の事業所の数ですけれども、資料のとおり３０年の１２月末の段階で２９事業所となっております。なお、障害児相談支援事業所につきましては１４カ所、１４事業所となっております。

また、実際に計画相談を立てていただきます相談支援専門員としての指定をされている方が５９名、そのうち兼務という扱いの方が３５名という体制になってございます。

３１年１月１日現在、東京都のほうからいただいている資料によりますと、２３区全体１月１日現在で５１１事業所、東京都全体ですと８２２事業所となっております。東京都全体あるいは２３区全体でいいますと、一定の数となっておりますけれども、江東区が２９事業所という数そのものにつきましては、まだまだ不足している状況にあると認識してございます。

また、２番目の表題にございますが、計画相談実績の推移でございますけれども、これも同様に３０年の１２月の段階で、障害者のほうが３，０９３名の受給者に対して、計画相談、セルフプランを含めた計画につきましては１００％の達成率となっております。

また、表の２段目、括弧書きでセルフプランの内書きを書いておりますけれども、３，０９３名の案件のうち９６７件がセルフプランとなっております。計画全体に占める割合といたしましては、３１．３％という状況になってございます。

また、表下段、障害児のほうの計画につきましては、１，７０５名のサービスを受けている受給者に対しまして、１００％の計画相談がつくられていると。なお、そのうち１，７０５件のうち６１３件がセルフプランとなっております、セルフプランの割合としては３６％になっているという状況でございます。

そのほか、３番目の相談事業所に対する支援を展開しておりますけれども、特定相談支援事業所就業・定着促進事業というものを平成２７年度から行ってございまして、平成３０年度も継続して行っております。

なお、参考までですけれども、その相談支援事業の事業所への支援事業ですけれども、27年度から活動実績としましては、これまでの間で2事業所、2名の方の相談支援専門員を育成し、定着のほうに活用していただいております。

大変雑駁ではありますが、本山のほうからの報告は以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。何かご意見、ご質問はありますでしょうか。どうぞ。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけれども、相談支援に関して、セルフプランが30%ぐらい、ここ数年あまり変わっていない。

セルフプラン自体を一概に否定するものではなくありません。きちんとご本人が自分のニーズをみずからプランとして出すということ自体が、むしろできるということは大変素晴らしいことなのでいいのですけれども、すぐに計画を作成してくれる事業所がないので、とりあえずセルフプランでという方の割合は結構高いと見ております。

それをどうすればいいのか、それは事業者が増えるというのが1つでしょうけれども、事業者の伸びもこのところあまり変わっておりません。セルフプランの割合が30%といえば高いですから、やはり区としても考えていただく必要があると思います。

それから、国は、相談支援が障害者の支援にいろいろなサービス提供の基本、根幹をなすという考え方で、今いろいろな形で既に給付改定も行われています。モニタリングも原則3カ月ごとにやることになるかと聞いております。

そうするとそのために何が必要かということ、相談支援専門員がそれぞれ利用しているサービス提供事業者でどういうふうにサービス提供がなされているのか、それが本人の本来のニーズに合致しているのかを把握する必要があります。そういうことをきちんと連携をとって、相談支援専門員がそれぞれのサービス事業提供者の間に立ち、コーディネートするという形をつくっていくという方向が必要になります。そうするとまだまだ江東区の場合はその辺が不十分で、おあしすのサービスを利用されている方のモニタリングのときに「事業所ではどんなふうに支援していますか」ということを聞かれることは極めてまれであるというのが現状だと思っております。

相談支援事業所は、その人の支援を今どうやっているのかということをしっかり確認し、ご本人の現状をしっかりと押さえてモニタリングをして、よりよいサービ

ス提供ないしは計画相談となっていくということが必要だと考えています。区としても、セルフプランでそのままなっている方への支援をどうするのか、相談支援の質を上げること、しかもサービス提供の中核に相談支援専門員がいるという方向性をつくっていくためにどうしていくかということは非常に大事なことではないかと思っております。相談支援部会としてどうお考えかということのご意見を聞かせていただければと思います。

【里村会長】 では、相談支援部会の夏梅委員は何か今の件について。

【夏梅委員】 相談支援部会の中の事業所相談事業の事業所連絡会というのがあります。その事業所連絡会は今年2回ほど実施をさせていただき、各専門委員の方が集まり、そこでグループワークを持って、そこで難しい問題であったり、どうすればスムーズに計画が立てられるか、今どこまでいっているのかという話し合いをさせていただいています。後ほど部会からの報告について今回相談支援部会からの提言という形でお話をさせていただきますけれども、やはり専門性を高めるために利用者さんのニーズを聞き取りながら支援をする人たちのスキルアップについて、もう少し区と一緒にやるとか、事業所連絡会の中でももう少しきめ細やかな形のものをつくり上げていきたいという話はされています。

年に2回ぐらいしかできないので、なかなか難しい問題ですけれども、そういうことは実施させていただいているところです。

【里村会長】 ありがとうございます。事務局のほうから何かあれば。

【内藤障害者支援課長】 障害者支援課長です。

ご指摘のとおり、本区としてはセルフプランの率がかなり高いということは課題だと認識をしております。

セルフプランというのは、できるだけゼロに近づけていくということは本区としてもやっていかなければいけない課題だというふうに強く認識しております。

ただ、計画相談を求めていらっしゃる方に対して、事業所の数が足りていないという現状があるので、なかなかセルフプランの率が下がらないという現状はあります。区で支給決定をする際にも、計画相談はもちろんのこと、セルフプランについてもほんとうにこの計画で妥当かというのは支給会議の中でもよくよく吟味はしておりますし、セルフプランの方の中で特にこの方については早急に計画相談を入れたほうがいだろうというものに関しては、そういったことも相談させていただき

ながら、やらせていただいております。

例えば就労のB型の作業所に通いたいということで、セルフでいらっしゃった方も計画相談をなるべく早く入れてくださいというご案内をしたりですとか、なかなか抜本的にいきなりゼロにするというのは難しいと思うんですけども、今現状でできるだけのことをやろうということで、やっているところでございます。ただ、長期的には事業所が増えて、相談支援専門員の方も増えてという形で何らか取り組みはしていかななくてはいけないと考えております。 以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。高井委員からお願いします。

【高井委員】 地域活動支援センター「ロータス」の高井と申します。

この数字を見て今課長もおっしゃっていただいたとおり、事業所が足りないということで、事業所数、相談支援専門員の数が59名ということでこれは明らかに足りない数で、3,093を1人当たりの数が平均としてやったとしても、50名以上じゃないとできないということになりますけれども、この30年度の報酬改定で、就労定着支援というのができまして、私は指定特定相談支援事業もやっているの、就労移行から就労定着に移ることになります。今までは就労移行が2年以内に卒業だったので、その分減った分が新規に対応できるということがあったんですけど、今年度からほぼ減らないということになるんです、四、五年間減らないということになると、新規を受ける枠がなかなかもうつくれないという状況に今年度からなりつつあります。

そうすると新規を受けるのは非常に難しくなってくる中で、相談支援専門員をすごく増やさなきゃいけないという現状で、多分3,000名以上に対応するには80とか100名いないと区ではやっていけない状況になると思います。その方向でどうやって増やしていくのかということ、区としてどういうふうに取り組んでいくのかなというのと、あと前にもこの協議会でお伺いしたと思うんですけど、事業所への支援ということで、2事業所の何名かに補助金を出していると思うんですけども、その事業所がどのくらいの計画を受けてくれているのかという、もちろん人を育てるという意味ですごく大事な事業だと思わないでほしくはないんですけども、せっきゃくお金をかけて事業所とか相談支援専門員を育てるという中で、その事業所がしっかりとプランをつくってもらおうということをやっていたかかないと、せっきゃくの補助金が無駄になってしまうのかなと思います。一生懸命やって

いる事業所はいっぱいありますので、うちもやっていますけれども、この事業には当てはまらないという事業所になってしまっているようなところもあるので、ぜひそういう意味では計画相談が推進するような補助金の出し方も検討していただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

【里村会長】 いかがでしょうか。

【本山支援調整係長】 事務局、支援調整係長の本山と申します。

事業所への支援という部分ですけれども、こちらの事業につきましては、東京都の人材育成の補助金、10分の10の都の補助事業で、そちらのほうを使わせていただいております。

職員の方に相談支援専門員になっていただくことを想定して、新規に採用された方に対して人件費相当額を採用から1年間補助する事業です。各事業所では職員の採用のタイミングというのは年度始めの4月が多いと思いますが、年度末に補助制度が変更になることがあるため、4月からなかなか利用しにくい補助スキームになっている現状がございます。

もう一つは、東京都のほうで相談支援専門員に任用するに当たって、初任者研修を年に2回ほどやります。各相談支援事業所あるいは居宅の事業所もろもろ初任者研修の受講者は毎年10名から15名程度受講していただき、相談支援専門員になるための研修の要件は経験年数と初任者研修を修了していれば、相談支援専門員として従事することはでき、有資格者は増えてはいるけれども、やはり事業所様のほうで事業所の運営上、あとは人員の採用状況の中で、なかなか相談支援専門員に職員を当てるのが難しいという現状も事業者の中にはあるのではないかと。有資格者は増えているけれども、その職に任用することがなかなかちょっと難しいという状況にあるのは一つ要因としてはあるかと思えます。

相談支援専門員の増は簡単ではございませんが、課題と認識しておりますので、今後研究、検討してまいります。

【里村会長】 いかがでしょうか。

【高井委員】 ぜひ施策として生かしていただければと思っていますので、宜しくお願いします。

【里村会長】 では、平松委員、どうぞ。

【平松委員】 単純な計算の問題なので3,000件で100%といっても、実際

にセルフが31%ですから、実際に1,000件弱ですよ。ただ59名のうち兼任、兼務している方がいらっしゃるからどれだけできるか。セルフも含めて全部をきちんとそういう制度に基づいてやっていくというためには圧倒的に数が少ない。これ以上増やすと減額されるし、そもそも相談支援員がサービス提供の中核になるということでやるのが今までよりも増えています。事業所には一定の様子を聞くとかそこまでやるとするととてもできないということ、それを実際やっている人たちはみんなそういうことを言っているんです。

そこをどうやって解決するのか、質の向上が必要、でも専門員も増やさなければいけない。区に全部何とかしろと言うつもりはないので、事業所とも連携しながらその辺のところをどう解決するか、乗り越えるかということをやらないといけないので、部会と区のほうとでももう少し具体的にこうすれば何とか質の向上と専門員を増やすと両方について、ぜひ検討していただきたいなと思います。これはお願いでございます。

【里村会長】 今出ましたように相談支援部会と区のほうでまたいろいろ協議されて、都のいろいろな制度の現実に使いにくさみたいなものがあるわけですので、ぜひ少し工夫をしてお願いいたします。どうぞ。

【田村委員】 児童のほうから意見を出させてもらいたいんですが、児童の1,700名の受給者がおりますが、おそらく成人の3,000名から比べたら多いのか、成人が少ないのかということにもなるのですが、この1,705名の受給者は全てセルフにしる何にしる、大人のほうもそうだけど、計画を使わないでやっている人は誰もいないというところで、みんながそれなりのところを意識してはやっているのですが、セルフプランの率が36%あります。おそらく、こども発達センターの利用者がかなりの数を占めているんだと思います。

児童の分野で計画相談がほんとうに必要な人とそうではない人、これはどうしても児童発達支援事業所を使いたいと思うと必ず立てなければいけないから、そのためにこども発達センターでは1つの施設で、今年度でいえば例えば300人通うから全部に計画を立てなきゃいけないかというところを決してそうは思わないです。頻度のことでは例えば月1回だけ利用する人もいれば、保護者の方で言葉のおくれでちょっとこの事業を利用したいという人にもサービスは提供しておりますので、そのより幅広い利用者のニーズを事業所の相談窓口がちゃんときいているので、それで私ど

もとしてはこの人がセルフプランで構わないと。ほんとうに必要な人に計画を立てるべきだというふうに考えているところがあるんですね。このような率になっている。それこそこの事業を生かしていくというんですか、ほんとうに意味のある相談支援事業にしていくべきだと思っているんです。

それで1つ思うのは、このセルフプランの中が何の事業を利用したくてプランを作成しているのか。特に大人の方でも疑問に思うんですが、どうしてセルフプランになっているのか。児童の場合は、児童発達支援事業か基本的には放課後等デイしかないわけです。その中身を知りたいなと思うのです。例えば放課後等デイを使いたいという人の中で、セルフプランが200名いたとしたら、これは表に出して検討しておかなければいけない中身になるのかなと思うので、この数値だけで考えるのではなくて、プランの内容が示されると、表向きの数字だけでやるのではなくて必要なケースを知ることができるのかなと、相談専門員もこれも児童と分けてもらいたいなと思ったんです。

児童のほうにどのくらい専門員が用意されていて、そうすると大人の方はそれでまた減っていくわけです。かなり質の違った事業を児童と大人のほうでやっているのも、より生かして、あまり活用できない様式もあるのでお母さんたちも大変なんです。無駄を省いて生かしていける相談支援事業にしていきたいなと、職員を雇用している面ではそう思っております。

【里村会長】 今のご提案のように、少し数の中身を相談支援部会や児童部会で今後することを検討されてはいかがでしょうか。

ほかに何かございますか、どうぞ。

【青柳委員】 今言われた数字は出ませんか。児童と成人、事業所の数とか支援員の数は出ますよね。

【本山支援調整係長】 すいません、事務局、支援調整です。

今、手持ちの資料の中にはちょっとご用意はございませんが、分析することは可能かと思っております。また相談支援部会あるいは事業所連絡会などで検討材料の資料として検討させていただきたいと思います。

【里村会長】 ほかにございませんか。どうぞ。

【内藤障害者支援課長】 すいません、事務局から。

今、相談支援専門員についていろいろご意見をいただいている中で、抜本的解決

がなかなか難しい問題ではあると思います。何が一番ネックかというところなんですけれども、専門員さんが増えないのか、有資格者の方は増えているという報告はさせていただいているんですけれども、それとも事業所がもっと必要、事業所も必要だし、人も必要。それから、雇う側の運営上置けないことが問題なのか、3つのどれが一番問題なのか、それとも全部なのか、そういった部分がもしこの場でご意見がある方がいらっしゃれば、ご参考までに教えていただければと思ひまして、いかがでしょうか。

【里村会長】 はい。

【高井委員】 ロータスの高井ですけれども、多分全体的には問題があると思います。そもそも単価が低い事業なので、これだけで人を雇うというのはかなり難しい事業です。多分どこの事業所さんもほかの事業から持ち出して何とか運営しているという部分がある中で、人を増やすのはかなり厳しいという部分が大きくなってくるのかもしれないです。すばらしい事業なので年々ケースの会議とかは増えてきているし、事業所との連絡調整とか何かトラブルが起きたときに、相談支援専門員がその間に入るとかという事例は年々増えています。そういった中で、相談支援専門員の負担はすごく増えてきていて、件数を抱えられない部分と抱えていく中での費用が難しいという部分が事業所内にすごくあるかなと思います。

ですので、事業所への支援という部分がもっと効率的に支援をやっているところに、補助金なのでここにしか使えないというのはもちろんわかっているんですけど、そういうところに支援ができると、そこの事業を受けていく事業ができるのかなと思います。

【里村会長】 どうぞ。

【内藤障害者支援課長】 障害者支援課長です。

やはり単価が低いというお話は前々から伺っているところなんですけれども、そうするとやはり人材不足というところは、逆にいうとそこまで課題ではないということなのではないでしょうか、そちらもやっぱりありますか。

【高井委員】 そうですね、資格は取れても経験がないとなかなかプランをつかって、特に困難ケースに入っていくには経験が必要なので、そこになっていくまではすごく難しい。新規に雇うということになるとそういう経験者、資格者を雇っていくのには費用がすごくかかるので、その部分がすごく難しい部分で、資格を取る

ことは比較的年数を重ねればとれるのでいいんですけど、現実それを稼働できる人のスキルがある人を雇っていくにはすごく費用がかかるということだと思います。

【里村会長】 どうぞ。

【平松委員】 単価が安いのは当然、もちろんですけど、人材不足もある。もう一つネックになっていることがあって、これは区のほうで何とか解決できるのではないかと考えています。いろいろな届出の書類等々、大変煩雑であるというのがあります。特に精神の場合は地域活動支援センターのⅠ型に附帯した事業として相談支援事業がある。もちろん単独でもできるけれども、活動支援センターのⅠ型だとそれがついているわけです。区内3カ所の地域活動支援センターは全部そうになっているんですけども、今度は区の事業として居住サポートも地域活動支援センターにということで、2カ所の地域活動支援センターが担っています。

となるとこれの会計の報告等々、どうやって案分してという大変面倒な、事務的な事務量が増えるのです。年度末に区への報告書をつくり、膨大な時間が割かれるというようなことは何とかならないものかと。

一部の区に求められている書類は、都とか国に出しているものとは全然別の形になっています。そうすると同じ中身のものを別の書式でまたつくり直さなきゃいけないということもまだ残っていると思います。その辺の事務作業の軽減ということは、それだけ本来の相談支援に当てる時間が増えるわけですので、実情を事業者から聞いていただいて、もうちょっと事務的な負担を減らせる。これは区がそうしてくれればすぐできるはずなので、そうすると人は増やさなくても、本来の相談支援に当てる時間が増えるということはあると思います。

これは現場ではいつも年度末にかなり大変な思いをしていますし、これに対する何とかならないのかというある意味で不満、要望は極めて強いとっておりますので、その辺はすぐにできることとしてひとつやっていただければと思います。

【里村会長】 どうぞ。

【内藤障害者支援課長】 障害者支援課長です。

手続きが煩雑というところはなかなか申しわけないなと思うところでもあるんですが、ただ、様式に関しましては都のほうで定められている様式が多いと思いますので、省けるところが実情どれだけあるかというのはなかなか難しいかと思っています。ご意見があれば頂戴いたしたいとは思いますが、様式は変更できる部分、省

略できるものはなかなか少ないであろうということと、単価が低いということはありますけれども、報酬をお支払いしている以上は適切にご報告いただくということが必要になってくると思いますので、その辺はどうかご理解いただければと考えております。

【平松委員】 おっしゃることは当たり前のことです。だから、きちんと出すべきだと思っています。ただ、都で定めたものでそのままだったら何も問題ないけれども、都に出すのと同じ内容のもので区に出すもので様式が違うというものがあるわけですね。だから、それは無駄でしょうと、同じ中身のものがあるのに何でわざわざ別の書式でつくらなきゃいけないのかということなのです。そういうものがごく一部だけけれどもあります。事業所としては、ぜひ解決していただきたい、それだけのことです。

【内藤障害者支援課長】 障害者支援課長です。

工夫できる余地が、工夫改善できる余地があるものはさせていただこうと思いますので、後ほど具体的にこういったところだと教えていただければと思います。

【里村会長】 ほかに何かございますか。ご意見出尽くしましたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事3 専門部会からの報告について

【里村会長】 では、次に議事3、専門部会からの報告についてです。本協議会は平成29年度から30年度の2年間で1つの期として活動してまいりました。本日は今期最後の協議会でございますので、各専門部会の部会長から今期2年間の活動内容、そこから見えてきた課題、区への提言等についてご報告をお願いしたいと思います。

なお、ご報告は精神部会、相談支援部会、就労支援部会、児童部会、権利擁護部会の順にお願いいたします。

それでは、精神部会の平松部会長からご報告をお願いします。

【平松委員】 精神部会の部会長の平松でございます。資料に沿って報告させていただきます。

29年度、30年度2年間でございますが、精神部会は当事者の方、家族の方を含めてかなりいろいろな方に参加していただいております。なかなか特定のテーマ

とか課題を継続的に検討して、ある程度それを政策的な提案をしていくというところか、逆にあまり十分ではないというところもありましたので、今期はとりあえずいわゆるワーキンググループをつくりまして、全体会とワーキンググループを交互にやるという形でやってまいりました。

グループは3つつくりまして、1つが長期入院対応促進です。地域移行ということを進めていきたいが、なかなか進んでいないというのがあるので、そういう方に対してどう取り組んでいくかということが十分できていないということで、そこを検討していただいております。

具体的には、実際に病院から長期の入院から地域移行定着ということをやっている事業者、いわゆる地域移行支援ですけれども、その取り組みを報告してもらって、皆さんに地域移行、地域定着という流れは、こんなふうにやっていけばいいんだということを知っていただくということ。それから、実際に長期入院から地域移行された当事者の方にも来ていただいて、どのようにして退院し、地域移行できたかという当事者の具体的なお話をしていただいたりしました。それから、生活保護世帯については福祉事務所が全部把握し、担当ワーカーが年に1回は訪問されているということなので、長期入院している方の訪問に同行し「地域に戻ってくること」について話せる機会をつくっています。

ただ、そこでネックになるのは地域の受け皿です。ご家族のもとに帰れるんだったらいいけれども、長期入院の方はそういうことは難しい。いきなりグループホームといっても夜勤体制がない、24時間体制がない日中だけというところだと長年の入院生活で日常生活のスキルが十分でない方にはなかなか難しいというのもあるし、そもそもグループホームの数が少ない、足りないということがある。グループホームをどうやったら増やせるかということは課題だと思います。また、江東区には家賃の問題があります。生活保護費だけで、単身で居住が可能な民間の住居はどんどん減っている。

それから、お部屋さがしサポートとか居住サポートとかできましたけれども、グループホームを出た後に部屋を探すこと自体、現実にはなかなか難しいということですよ。これは住宅課の管轄ですけれども、区として障害者支援課だけではなくて入居困難な要配慮者、障害者とか生活保護者だとか低所得者、そういう人たちは現実的に住めるような住居はございませんと、そういう人はもっと家賃が安い他区、他県

に行ってくださいと、そうなっちゃっていいのかということ、区としてちゃんと考えなきゃいけないことだろうと思います。これは障害者支援課や計画推進協議会とか自立支援協議会だけでできることじゃない。

ということでこれは区としてかなり真剣に考えていただかなきゃいけないなど、そこが一番のネックでしょう。いろいろ居住サポート、お部屋さがしサポート、自立生活援助などがはじまりましたが、そのもとになる住居がないということはどうするかということで、ちょっと大きな問題が出てきておりますということです。

住まいの確保については、具体的にさっきもお話ししましたけれども、不動産団体のお話だとかいろいろな形でとりあえず居住サポートが始まりました。あとこれから出てくるのは、探して入居する安い物件があれば大丈夫なんですけれども、その後、地域に住んではいるけれども、孤立しないで地域の中で地域の方々と一緒に安心して生活できる、そこでそれぞれお互いが尊重し合えるような地域づくり、つまり共生社会をその地域がどうつくっていくかということが今後の課題となっていくであろうと思っております。

あとは、実際にサービスはいろいろなものがありますが、多くの方にどこに何があって、そこに行けば何ができるのというところがよくわからないということで、新たに精神障害に関連した福祉マップづくりということを進めております。予算がとれば来年度にはこのマップはできるだろうと思っております。

あとは今後の課題でさっきの居住の問題も出てきましたが、いわゆる共生社会ということを考えていくと、障害というだけに限定して障害のあるなしで分けるということはむしろ方向が違いうだろうと。障害があってもなくても、障害者であれ、生活困窮者であれ、高齢者であれ、それぞれの地域に生活している人たちを抱えている困難をその地域の人たちがみんなでどうやって解決していこうかと。お互いができることとできないことがある。そこを一方向的に支援する側、される側、介護する側、される側ではなくて、そういうことを目指していくというのが国の大きな方向性です。そういった中で基幹相談支援センターが具体化していないというところがありますが、どういうものをつくるかということをもう一遍検討し直す必要があるかなと思います。

共生社会ということを考えたときには生活圈、住んでいる地域でということが当然中心になる。そうすると江東区は50万人を一まとめにしてできるということは

現実的に無理だろうと。それは日本国内のほかの都道府県の例を見ても、諸外国の例を見ても50万単位で地域住民も参加した取り組みはほとんどないですね。最大でも10万だろうというのが国内外の経験から大体言えるのではないかと私は思っておりますが、そうすると生活圏で考える。しかも障害だけを対象にするのではなくて地域の課題を丸ごとということになりますから、そうするとその中で地域包括ケアシステムをつくる、その中核としての基幹相談支援センターがある。それから、拠点整備をするという国が出していることを江東区でどう具体化するかという課題になってくるといえることになると思っております。

そういう点からするとここで自立支援協議会ないしは障害福祉計画推進協議会、ある程度施策をつくるのは計画推進協議会、その具体的な実行については自立支援協議会となるけれども、この形でしかもどちらの協議会も年に大体2回で、それぞれの部会の個別の課題は部会でいいけれども、今のようなことはどこの部会がやるという形でできない。そうするとその仕組みを自立支援協議会としてどうつくるか、ないしは障害者支援課を超えて高齢者だとか児童だとか保護課も含めてどうやっていくか。

これは具体的に今日ここでその中身を検討していただくということではなくて、自立支援協議会の部会としてではなくて、協議会の委員の私としての個人的な提言になるかと思いますが、提案させていただこうと思っております。そういう点を政策的には部会としても検討していく必要があるのかなということが、今後の課題ということではないかという議論を少ししております。

以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。今のご報告について何かご意見、ご質問があれば。

では、次に相談支援部会、夏梅部会長からご報告をお願いいたします。

【夏梅委員】 夏梅でございます。相談支援部会でも29年度3回、30年度3回部会を実施しております。その中で以前からずっと出ていたところですけど、3つの課題が挙がりまして、まず1つが移動支援についてで、これは今年度支給量を増やしていただいたところなんですけど、なかなかヘルパーの確保ができない。その理由が長時間の拘束になりやすいということと、あと男性ヘルパーさんのニーズが高くて、どうしても男性のヘルパーさんのほうが少ない。それとほかのサービスに比

べて単価が低いということが、ヘルパーの確保を困難にしているのではないかと
う話しになっています。

その中で介護保険への移行に伴い通院介助の院内同行ができなくなる。その分を
移動支援で担っているという実態もあります。それで提言といたしましては、ヘル
パー確保のために報酬単価の設定、見直し、研修の実施などを対応策として必要に
なっているのではないかとこの話し合いがされました。

介護保険サービスへの移行に当たっては、介護保険にないサービスを必要とする
障害者にも配慮しつつ、移行期を丁寧に支えるためには仕組みづくりや人材の育成
に取り組んでいただきたいと思います。65歳になって介護保険に移行するとい
うところでは、事業者、ご本人、ご家族の戸惑いがすごくあるということなので、そ
こをある程度きちんとした形で説明をし、スムーズな移行という形をとっていただ
きたいという話しがありました。

2番目に災害対策についてです。資料に記載されてありますように、東日本大震
災から7年以上がたちましたが、東京で大震災が起こる可能性があるというところ
で、その当時、東京も震度5強の揺れを記録して、高層マンションにおける移動の
確保が大変だったという話が出てきておりました。

そのところでは被災地にいろいろな意見を聞いていたところ、避難所から障害特
性により、なかなかそこに住み続けられないという方もいらっしゃる。そういう難
しい問題もある一方で、避難所を回って障害者の対応についてアドバイスをするチ
ームを編成している自治体もあったというところでは、その地域毎で災害に対する
利用者さんの対応については、難しいところがあるのかなと。

一次避難場所から福祉避難場所への移動手段の確保。そこには対象者の選別とか
避難場所の障害者の人が生活していくための仕組みづくりというところの問題。そ
れとこれは事業所が地震、災害が発生した後もすぐ事業を継続するための取り組み
など、平素からそういう検討をしていく必要があるのかなという話しがありました。

ほとんどの事業所が事業継続計画というのが策定できていない状態がある。よそ
に発信してもすぐに事業を継続できるための必要な認識も、情報も少なく事業者単
独での設定は困難であるというところで、それはどうしていけばいいかというところ
の提言として、東日本大震災の体験を振り返って、地域の特性や障害特有の課題
に対応した災害対策を講じるために、障害当事者も含めた検討の場を設置していた

だきたい。

それと区内事業所の中で事業継続計画を推進するに当たり、区においても情報提供を含めた積極的な支援策を講じていただきたいというのがあります。勉強会等もやったんですけど、なかなか難しい問題があるからこれはぜひやっていただきたいなというお話がありました。

それと3番目に基幹相談支援センターについてというところで、先ほどもいろいろと精神部会のお話も出ておりましたが、相談支援事業が障害福祉サービスに導入されて、ほんとうに支援の実施に当たって重要な役割を果たしてきております。区内の相談支援事業所の専門性や連携を強化し、多様な障害に対応する総合的・専門的な相談を受け付ける場として基幹相談支援センターの設置が必要だということが挙がっておりました。

障害のある人が地域において安心して生活していくためには、総合的に相談を受け付ける場や相談支援事業所を支援し、専門性を高める機関として基幹相談支援センターの設置が必要であるというところの話し合いがされて、早急な対応をお願いしたいというところが、2年間での大きな課題となっておりましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。ほかの委員の方から今回のご報告について、ご意見やご質問などがありますでしょうか。

はい、どうぞ。

【田村委員】 まず1点目が移動支援の中で、移動支援から介護保険サービスへの移行のところは、この仕事というのは相談支援専門員の業務として考えていらっしゃるのでしょうか、それとも各施設に任されている業務なんのでしょうかというところを確認させてもらいたい。

それから、災害対策なんですけど、災害対策を相談支援部会でやるべきことなんですか、それともこれは各施設長の業務と全部関係してきますよね。それだったら別途災害対策についての連携をとっていかないと、各事業所がそれぞれの計画について参加していくという体制は、ここの部会ではやりづらいんじゃないでしょうかということなんです。

【里村会長】 お願いします。

【夏梅委員】 ありがとうございます。今おっしゃった災害対策については、ほんとうにここだけで、この相談支援部会だけでやり切れる問題ではないと思うんです。相談支援部会の中から挙げた課題として、そこをもう少し区として、行政として各福祉施設だけでないと思います。高齢者も障害者も児童もみんなそうだと思うんですけど、そういうところと連携しながら、災害が起こったときにどうしていくのか、この事業をどう続けていくのか含めて避難場所もそうです、避難方法もそうですけど、もう少し詳しく各施設、事業所と連携をとりながら確認し合う必要性があるのではないかというふうに思います。決してそこでやっていける問題だけではないのかなと思っております。次に介護保険への移行についてです。これは障害者支援課の問題だけでなく、そこに直面した人たちがどう65歳以降に生活をしていけばいいかというところは、介護保険のほうもかかわってくると思うんです。だから介護保険課、今までずっと継続して支援していただいた障害者支援課、それからご本人、ご家族が納得するような形の情報の提供というところを施設も含めてやっていくかなと、これもやっぱり連携が必要だと思うんです。

いきなり65歳になったのでじゃあ介護保険を利用してくださいという例もたまあつたんです。そういう人たちは、ご家族も戸惑われて、今までの福祉サービスを受けられなくなるのかとか、そういう問題が出てきますので、ご本人、ご家族の自覚も含めて、それに近づいたときには介護保険課、障害者支援課は情報提供をしていく必要性があるのかなと。これも相談支援部会だけではなく、行政を含めた体制づくりをお願いしていきたいと思っております。

【里村会長】 どうぞ。

【平松委員】 大分利用者が高齢化してきておりまして、65歳を過ぎた利用者が増えてきております。70歳を超えているのも割と増えていて、そうすると介護保険になり、長寿サポートセンターに相談支援専門員が連絡して、そのケアマネと相談して、どうやってそれを移行するか、そのサービスは介護保険サービスを使いましょうと、その連携をやると割とスムーズにいくんです。ですから、65歳近くになってきた、それから60歳から70歳の間、その先とそれぞれ少しずつサービスの使い方が変わってきますから、それを見越して相談支援専門員がきちんとそういう介護サービスにつなげるということはやるべきではないか。要するに長寿サポートセンターに連絡をとると動いてくれと思っております。それが一つ。

それからもう一つは災害、具体的にそれぞれどうするかというのはやはり事業者の責任で僕はとりあえずやるべきだろうと。とりあえずそういう大規模災害、特に大きな地震とか何かのときの要介護が必要な方、それは一応登録制で今はできています。それから、一次避難所の時点で障害を対象にした方というのも難しいけど、二次避難所、三次避難所だと特にそういう配慮が必要な方はある程度計画はできているけど、一番問題だと思っているのは事業の継続をどうするかだと思っているんです。

つまり職員も被災するわけです、事業所も被災するわけです。これをしっかりやらなきゃいけないなということで、これが相談支援部会なのかどこなのか。そういう課題もありますが、それぞれの事業所の独自の構造がどうかいろいろなこともありますので、とりあえず大規模災害時の障害者施設が入居者ないしは、利用者の避難をどうするかだけじゃなくて事業所をどうするかもあります。私は阪神淡路のときに1週間、僕自身が行った後、若い大学の局員を何カ月間かずと継続的に派遣して避難所を見てきました。福島でも相馬まで行って見てきましたけれども、特に何を見たかということと障害のある方がどうしているかを見てきたんです。東京から薬を持って行って、薬の配布とかやっていたんですけども、実は精神障害に限っていうと意外と頑張っている、ふだんよりそういう事態になると頑張っている方が多かったというのがあります。中には避難所では、なかなかうまく生活できないという方も一部はいましたし、事業所がどうなっているかといったら、事業所の再建は後回しだと。とりあえず自分も被災者ですけど、利用者と一緒に避難所に行って、その避難所の障害者の生活を支えるのが自分たちの仕事だからと、大体皆さんそうだったんです。東北三県でも阪神でも熊本でもいいんですけども、そういうところの大規模災害に遭った地域の障害者施設がそのときどうしたということ、現地の中心的な役割を果たした方を呼んでいただいて、具体的にこういうことが必要だとか、こういうときはこういうやり方があるという経験を聞かせていただけるような講演会みたいなものを企画していただくと、大変イメージが付きやすいのではないかなとは思っておりますので、そういうところをどこかの部会が担当する話でもないと思うので、支援課のほうでそういうのを検討していただければよいのかなと思っております。

【里村会長】 お願いします。

【里村会長】 今、災害対策についてのご提案なんかがありましたので、ぜひそれは区のほうで検討していただければと思います。ほかに何かご意見ございますか。

では、次に就労支援部会の青柳部会長からご報告をお願いいたします。

【青柳委員】 就労支援部会の青柳です。よろしくをお願いいたします。

資料の12ページからが会議報告や提言になりますが、3ページにわたってありますのでごらんください。年に3回ほど部会を2年間それぞれ3回ずつやらせていただいています。内容はここに書いてあるとおりですが、就労支援センターや就労・生活支援センター、区の活動の内容や定着に関すること、企業にそれぞれの23区の状況などについて情報交換させていただいています。中にはハローワークの方から今年は雇用率の算定の改定がありましたので、ハローワークの方からそういう勉強会、あるいはしごと財団の方から入社前の実習のいろいろな助成金の制度や実際の施策の変更、活用などの勉強会などを行わせていただきました。このほかに会議のほうですが、担当者連絡会を年1回ずつそれぞれやっています。法人や作業所関係の担当者を集めてやって横の連絡をとれるような形を工夫しました。

就労定着とかこれからの課題だとか提言に対してですが、私たちは、私はほんとうにとっても腹立たしいんですけど、官庁の水増し雇用が今年は明らかになりました。これは今年限りの話ではないんですね。雇用率がここにも書いてありますけど、これは私たちほんとうに抗議の声を出していかないといけないことかなと今でも思っています。

省庁が水増しは、本当に重大な問題だと思います。後で江東区も少しだけ報告をお願いしているので、後で水増し雇用に関係する江東区の実態も教えていただければいいかと思いますので、ほんとうにこの問題はこれからの対応がどういうふうになるのか、ここで私の私見ですけど、国会での議論なんかもととてもレベルが低いとか、再発防止策になっていけませんので、単なる官庁の意図的な改ざんはなかったとかというような答えでは絶対ありませんので、今後4,000人を雇うと言っているんですが、これもどういう施策になるのか注目をして、皆さんで声を上げていくことが大事かなと思っています。

障害者の雇用に関する知識だとか理解というのがほんとうにまだまだ不足していて、仕事の割り出しだとか障害者の特性に合った仕事を用意する側の準備、体制をもっともっと私たちも、民間企業もそうですし、公的なところもしっかり障害者を

一人の人間として対応していくというところを勉強して、またその人たちの収入や生きる力、働く力をしっかり育てていく、皆さんでつくっていくことが大事かなと改めて思います。

すいません、ここまで大分、このことについてはこの部会で言わないとどこも出てこないと思いますし、皆さんの気持ちも同じ、支援課の方、民間の方、いろいろな方がいらっしゃると思いますけど、企業の方もほんとうにここはしっかりやって、反省をして、二度とこういうことがないようにしなきゃいけないので、しつこく言わせていただきました。

今言ったように仕事の割り出しだとかいろいろな支援体制をこれからもっともっと確保しなきゃいけないし、障害者の作業所もそういう支援の体制を少ない体制で、国の予算が大分削られて報酬改定が少し変わってきましたので、苦しい中ですが、少しでも皆さんとご協力して連携体制をとって就労に対する理解を広げていきたいなと思います。

まだまだ、これは新しい企業の開拓、就職先を広げていったり、定着の支援をしっかりやっていかなきゃいけないなと思いますし、障害のある方も年齢をとって、働く力が少しずつ落ちていきますので、できないことが増えてきたりすることもあります。生活面を支える、親御さんが介護保険の対象になるとか、支援する方がいなくなるとかというところは出てくると思いますので、そういうところも含めた生活全般を支援員と一緒に支援していくことになります。そういうことが大事かなと思っています。

定着支援事業所もようやく江東区で幾つかできてきましたが、そこでもまだまだ低い水準の制度ですので、もっともっとしっかりここが国のほうの施策の中で生きる形を声を出していかなきゃないし、皆さんでしっかりやっていきたいなと思っています。

あと江東区が50万都市になって、就労支援センターの登録者も増える一方なんです。各事業所や法人、企業も皆さん努力はされていますけど、それは就職させる、実現すればそれだけ支援の人数が増えてきますので、ここの体制を根本的な形で改善していかないと、ほんとうの就労、生きた定着支援にはならないし、新しい企業にいろいろな方をお願いすることもなかなか難しいと思うので、ぜひこれは時間をかけて、江東区からもこういう体制の強化をほんとうに検討していただきたいし、

夜間とか休日、利用者同士の交流のところをもっともっとできる場を提供できるような仕組みを探っていきたいなと思います。これは何年前から私も言っていて、ずっと繰り返し、繰り返しなかなか改善されない、好転していかないの、今後しっかりやっていかなければいけないかと思っています。

以上です。

【里村会長】 では、ほかの委員の方から今回のご報告についてご意見、ご質問などはありますか。どうぞ。

【菅委員】 ハローワーク木場の統括をしております菅と申します。いつもお世話になっています。ハローワークの業務につきましては、いつもご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

今、青柳部会長より法定雇用率の水増し問題についてご指摘がありましたように、国のほうで今順次募集をかけて、ハローワークのほうにも求人が出ている状況でして、東京労働局としても2月に面接をして、軽作業の障害者の方を2名と一般の雇用の方を17名、春から採用するということで新たに採用していく制度をつくっておりますので、またそういった募集も今後もかかると思いますので、国、公共機関のみならず、委員会の議論を含めて障害者雇用について引き続きさらなる雇用が進むように、ハローワークとしても努力していきたいと思っております。

それから、就労支援センターの人員面も含めた運営体制のあり方についてということで、これまでもご検討されてきているというお話がございましたけれども、精神疾患の人と発達障害の方がとても多くて、一人の方の支援の回数がものすごく時間がかかる割にはあまり就職に結びつかないところも実はあるんですけれども、体調の波があったりするので。ただ、そうはいつでも就職させたり、継続支援するという意味では、今の体制ではとてもとても足りないと思われま。他区との比較とか人口比に対する職員の人員とかって何か比較して提言されるというお話もあったかと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。あと発達障害の方向けの就労支援について、何かセンターをつくるとか支援の窓口を設けるとか、何かそういった動きとか今後の見込みとかはありますか。

【里村会長】 事務局のほうで何かありますか。

【塚越就労支援担当係長】 では、就労支援担当の塚越のほうからご回答させていただきます。

まず、区の就労支援センターの人員配置について、他区との比較というところでもございますけれども、実は私は四、五年前に一度こちらの就労支援担当で、今後の委託も含めた運営体制のあり方を検討する際に、ほかの23区に調査をかけておりまして、その部分でその時点での人員や運営体制というところでは、把握はしているところがございます。

ただ、それ以降も直営だったセンターのほうが委託されたりということで、ある程度事情もそれからまた変わってきているところでもありますので、今後も区のほうでは再調査等々含めて、他区の動向を含めて人口比に対する支援員の数等を導いた上で、今後進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと発達障害の方の支援についてですけれども、今のところ特に発達障害に特化した専門窓口等をつくる予定はございません。ただ、発達障害の方は今非常に増えているというのは菅委員のおっしゃっているとおりでして、特に発達障害の方だとさまざまな支援のやり方とか障害特性に合った支援の仕方は大きく変わってくるところでありますので、今後就労センターとしてもTOSCAや発達障害に詳しい就労支援事業所と連携をとりながら、研修等も含めてこちらのほうで学びながらよりよい支援をできるように考えております。

【里村会長】 ほかに何かございますか。どうぞ。

【平松委員】 発達障害に関してなんですけども、発達障害も大変増えている、そのとおりなんですよね。発達障害の方の就労支援というのはあまり進んでいないというのも事実です。ただ、発達障害といってもさまざまです。だから、発達障害をくくりにして発達障害の就労支援でも生活支援でも何でも、はい、これでいいということにはならない。発達のどの段階のどのような精神機能の障害かということで、それぞれ全然違ってきます。その特性をきちんと理解して、それに対してこういう場合はこうすればいいという、そこが専門性が必要になるところです。

一人一人の具体的な特性に応じた企業とのマッチングもそうです。通常にやろうとしたらほとんどうまくいかないでしょうから、例えばこの人は一人で仕事をする、それを丁寧に非常に細かくきちんとやることはできるけれども、大勢の中では落ちついてできないよと、そうしたらそういうことでむしろぜひ丁寧にしっかり仕事をやってくれる、ほかの人と一緒にじゃなくてそれはできるというところがあればそこでいいとか、具体的に発達障害はそういうところが必要になってくると思うんです。

だから、発達障害のある程度科学的な知識ないしは経験を持ったスタッフがいてくれると随分違うと思うので、ぜひそういう方向で検討していただけるといいなと思います。

【里村会長】 では、ご意見も出尽くしたようですので、次に児童部会の田村部会長からご報告をお願いいたします。

【田村委員】 児童部会担当をしております田村です。よろしくをお願いいたします。

16ページからになりますが、部会は年に3回、そして3つのワーキングが各年に3回の部会の間に1回ずつ設けて、課題を検討するという形で進めております。そのほかにこの部会の中で出てくるんですが、児童通所事業所連絡会という児童発達支援事業所や放課後デイサービスという福祉サービス事業をやっている事業所、約45ぐらい、江東区内にそういう事業所ができておりますので、その連絡会を29年度、30年度と2年間それぞれ各2回ずつ開いております。そことの連携、そして、30年度には小児在宅医療連絡協議会が区の保健関係を中心に発足しましたので、そことの連携を含めて部会は動いております。

3つのワーキングというのは子供の年齢、特に就学前と後に分けた乳幼児ワーキンググループと学齢期ワーキンググループ、そしてお子さんの状態の特殊性を抱える医療的ケアワーキングのこの3つのグループになります。そのグループから出されてきた提言や問題点をまとめまして、今回の提言にしております。

18、19ページからごらんください。各グループ事例検討を行い、並びにそこでそのワーキングの特殊性のところからこの提言につなげております。部会として5つの提言を挙げさせてもらいました。1つ目、福祉型児童発達支援センターの南部地域への設置は、乳幼児ワーキンググループのほうからの提言から1つとっております。乳幼児ワーキンググループの中で今年度いろいろな乳幼児にかかわる保育課も学校教育課も保健も入って、委員が集まっております。

ここで1番課題に挙げたのが、通園事業の通所希望者が非常に増えているのに事業所の受け入れ人数はそんなに増えていないことです。今年、こども発達センター事業で日数の少ない、月に1回でも通えるように努力をしようと思って、努力をして、1施設で300名は通えるようにしたんですけども、それも飽和状態で今年度も待機を抱えてきております。

その事業並びに児童発達支援事業ばかりじゃなくて、保育所等訪問支援事業や相談事業のほうにも利用希望者が増加をして、飽和状態だということになっております。検討内容になりますが、早期発見・早期療育をやらなければいけない事情を、これは本人支援、保護者支援も抱えておりますので、ぜひとも福祉型児童発達支援センター機能の充実を必要としておりますので、提言として児童発達支援中心の役割を担っていく事業所、総合的な支援を行える事業所の福祉型児童発達支援センターを今一番人口が増加している臨海部にまず設置をしてもらいたいということです。

それから、2番目に短期入所の児童入所の整備をしてほしい。児童の分野で特に学齢期に入ってきますと、支援がどうしても薄くなっていくんです。乳幼児期は保健所にしろ、例えば私どもの福祉サービスにしろ、保護者への支援は相当力を入れて行いますが、学齢期に入るとそこに支援を持っていくことが事業の性質上もできない、人の配置もできない中で、学校教育と家庭と今実際に放課後等デイサービスの利用の中でやっているのです、お子さんが思春期を迎えますと非常に大変な状況になるケースがあります。

それから、保護者もこの時期になってくると精神的に健康が維持できなくなる、鬱の状態になるご家庭があったり、いろいろな問題が非常に多発してくる時期に対しての支援が非常に手薄である現状があります。そこでまずそれをどうしていったらいいかという検討で、緊急度が高い場合の、短期入所などの施設利用は、学校や相談支援専門員や区の在宅相談係の人も大変努力をして、とりあえず一時的に家庭から離して、支援をしていく方法を模索しているところでもあります。しかし、やはり実際にこの児童期という特殊性も考えれば、地域で利用しやすい短期入所機能を設けてほしいということで、なかなか実現しない障害者入所施設の中にぜひとも入れてもらいたいということ。

3番目に基幹相談支援センターの早期設置を児童部会でもお願いしたい。これは先ほどの家族が困難なケースを抱える事例が非常に増えてきている。そこつながってそれこそ施設、短期入所ばかりでなくて家庭への支援を充実させていくためには、今それぞれの相談支援専門員が中心となったり、あるいは施設と職員との関係で保護者支援をやってきておりますが、やはり個別的にばかりやっていくのにも限界がある。

そして、ここでその地域で生きていく、生活していくということになると、相談

支援事業そのものも束ねていて、地域の連携を深めていかないと難しい状況を抱える。そのために連携を強化してほしいと。福祉サービスに実は直結しないケースもたくさんあるんです。となってきたらやはり基幹相談支援センターをしっかり設けて、その対応ができるようにしてほしいというところで基幹相談支援センターの早期設置をお願いしたい。

4番目に医療的ケア児の実態で、実は医療的ケアワーキンググループで区内にいるケア児の調査を実は28年度しているんですが、そのときの報告がまだ十分に活用し切れなくて、改めてもう一回、このワーキンググループにかかわる機関の抱えている医療的ケア児を調査してみたんです。調査したところ71名が上がってきて、しかもそこで判明したことが0、1歳の子供たちで医療ケアを持っている子が非常に多い。その子供たちが今は在宅ですが、まだ児童発達支援事業につながっていない。そうするとこの子供たちへの保障はどうなるのかとなったときに、今現在は医療的ケアについては保護者にやってもらうということになっていたり、あるいは受け入れられるのは児童発達支援事業ですが、保育園、幼稚園などの機関ではほとんど通うことができないのが現状です。医療的ケアを持つお子さんも非常に運動機能が向上している、いわゆる寝たきりではないお子さんもたくさんいらっしゃるんです。

そういうお子さん方へのこれまで教育権、保育権、乳幼児期の権利がほんとうに表に全然出てこない状態で、家族が抱えていたんだけど、この子供たちが適切なところに通えるように、保育園や幼稚園や児童発達支援事業所に通えるように支援をするためには、まずこの医療的ケア児の保護者はどういったサービスを希望しているのかを把握したいと考えています。必要なサービスを把握し、事業の充実につなげるためワーキンググループではより正確な実態把握の調査を行ってほしいということ。

それから、5番目に受け入れ体制の整備に向けて動いてほしい。その受け入れ体制に今、医療的ケアは誰が行うのかというところがポイントになってきております。実際に看護師が配置されているのは、児童発達支援センターに看護師が1名ずついるだけの状態になっております。保育園で受け入れる場合、幼稚園で受け入れる場合というのも看護師の配置がどうなっているのか。医療的ケアを行える看護師がそこにいることができるのかということになるので、今後検討が必要です。看護師のみならず、ほかの職員でもできるような体制づくりも考えながら、そのケアのでき

る職員確保が課題になってきます。

そこでまず実際のところ学校ですら今、医療的ケアを行うための非常勤看護師がなかなか見つからないという状態を抱えておりますので、看護師業界へのこのような業務の周知も図っていきながら、なおかつ確保も必要であるというところで、提言としてはやはり安定的な看護師等の職員の配置を検討していく必要がある。まずそのためには医療的ケアを多く受け入れている福祉型児童発達支援センター事業には、実際もう何人も通ってきますので、この方々に現状としては保護者がつき添わないとだめだという状態を少し緩和していくためには、看護師の複数配置が必要であること。そして、なおかつ複数配置してもおさまらない、他の事業所もございませので、そこに向けての人材確保の働きかけが必要であるということを提言とさせていただきます。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。今のご報告に対してほかの委員の方から何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

ないようですので、次に権利擁護部会の根本部会長からご報告をお願いいたします。

【根本副会長】 権利擁護部会です。29年度につきましては6回会議を行いました、そのうちの1回が研修会ということで、障害者差別解消法についてやってきました。内容としては、29年度は障害者虐待、差別を区のほうから事例などをもらって、それに対して部会内で共有していこうということで、それをもとに権利擁護に対する認識を深めるための研修会、パネルディスカッションを行ってきました。

30年度につきましては、まだ残ってはいるんですけども、予定では会議は6回、そのうちの1回が最終で研修会を行いましょうということになっております。30年度は29年度の研修会の成果ももとにしまして、施設に所属する障害のある方だけではなくて、内部疾患であったりとか難病であったりとか、施設ではなくて団体に所属している方ですとか、そういう方たちも含めた障害者の人に障害のある方たちに知っていただくようなものをつくっていこうと。そして、そのためには課題とか提言を再確認しましょうということになりました。

あと区に寄せられた障害者の差別事例も含めて話していこうということでやってきました。権利擁護に関する事例の検討、あと障害児、障害者が外出するとき

に利用できる施設の情報も集めようということで、29年度から進めてまいりましたけれども、これにつきましてはパソコンだったりスマホのインターネットから引っ張ってくるといろいろな情報が載っているところがあるということで、その辺が確認できています。

あと本年度の研修会は実際に再確認していく中で、障害のある方、障害のない方も含めて住民全員にかかわってくる災害時について、研修会をしたいということで、災害が起きたときに、避難した後に障害のある方とそうでない方のトラブルが起こるといようなことが言われていますので、それはなぜだろう。入り口のところで振り分け、障害のある方、ない方、大勢の中で過ごせる方、そうでない方の振り分けで大分解消ができるのではないかといようなことも含めて、お話をさせていただこうということで講師を呼んでおります。この研修会につきましては3月4日に行う予定になっております。

課題につきましては見直した課題というところで、障害者差別解消法が始まってからもう3年なんだけれども、いまだに制度が生活に結びついていない方が多いのではないかと。あと自分たちの権利もどうなのかと、知らない方も多いといことがだんだんわかってまいりました。特に難病の方とかそういう方は外からなかなか障害のある方、ない方の区別ができないので、一般の方からは障害者じゃないじゃないか、でも、ご本人としたら障害があるから一般の方と一緒にいるときついわけです。その辺の差があるんだといことを、ただ、それをどういふうに伝えていかわからないといことで意見をもらったりしていきました。

その方たちにもそうですし、一般の方たち、保護者、家族、一般区民の方たちにも、あと公共機関とか民間事業者の方たちにも、障害者差別解消法をきちんとわかってもらえるような方向性をこれからつくっていかなければいけないんじゃないかといことで、これは課題になるといことで挙げさせてもらいました。

提言としましては、啓発活動というところでは、施設職員や担当者に向けて研修会を行っていくといことと、施設に属さない障害者や難病者への情報発信も行っていかなければいけないよねといことになっております。

そして、ネットワークの構築というところでは、関係者、関係機関が制度を熟知するとともに、お互いの連携が不可欠。要するに障害のある方と関係する方たちが、みんながちゃんとこの障害者と差別、虐待、この辺のことをきちんとわかった上で

ないとどうしてもずれる部分があって、問題に発展するということがありますよということで、ネットワークをもう少し強めて、円滑な連絡を図る仕組みをつくっていいんじゃないかということになりました。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。今のご報告に対して何かご意見、ご質問などはありますでしょうか。

【山口委員】 全体でもよろしいですか。

【里村会長】 はい。

【山口委員】 山口と申します。この部会の各部会からご報告をいただいて、課題とその課題に対しての検討、内容、提言という形でよくまとまっているなと感じました。

それでこの各部会の提言はこの自立支援協議会が受けとめるといいですか、この問題になってくると思うんですが、この部会、自立支援協議会としてこの各部会からの提言をどのように江東区に提案していくのか、その流れといいですか、その事務的な流れも含めて、あるいは自治体のほうでその提言を受けて、どのような流れで審議し、その提言を実現するのか、予算との関係もあるし、タイミングとの関係もありますけれども、提言をしっかりと伝えておかないとうやむやになってしまう可能性があるような気がしまして、流れを少し説明していただければありがたいと思っています。

【里村会長】 事務的な流れとして、今出てきました提言を区のほうではどういうふうに受けとめていただけるか、ちょっとご説明いただけるとありがたいんですが。

【西隈施策推進係長】 施策推進係の西隈と申します。これまで2年間かけて部会のほうで提言としてまとめていただいた意見につきましては、後ほどまた会長にお渡しいただきまして、会長のほうから我々行政のほうにいただいて、検討できる部分は検討する。部会の方で、議論を深めていただける部分につきましては、さらに議論を深めていただく。行政ができる部分、皆様、地域でやっていただく部分も多々あるかと思っておりますので、自立支援協議会と連携して、少しでも皆様からいただいた提言を形にできればと考えております。今後。行政のほうで提言を受けとめてどうしていくか、皆様の部会と連携しながらどうやっていくかということを検討し

てまいりたいと思います。

【山口委員】 それぞれの役割分担があると思うんですけども、この提言に対して自治体としてここはいついつぐらいまでに実現するとか、そんな方法まで論議されるのであれば、その傾向も含めてまたフィードバックしていただければありがたいと思うんです。

【内藤障害者支援課長】 障害者支援課長です。

いただいた提言につきまして、それをもとに区としてできるということは検討していきまして、ただ、予算措置がどうしても必要なものもございますし、時間もかかるものもありますので、現時点でいつまでということを上申し上げるといのはちょっと不可能かというところがございます。たくさんの方の提言をいただいておりますので、その中で優先してやっていく部分、実現可能性の高いものが何なのか、そういった点をそれぞれ検討しながら実現可能なもの、優先度の高いものからやっていければと考えております。

【山口委員】 ありがとうございます。

【里村会長】 どうぞ。

【平松委員】 区に提言を出す、区に行政としてやるべきことはしっかりやっていただきたいというのもあるけれども、自立支援協議会の機能はそれだけでいいのかということについては大変疑問がございます。施策の大枠は障害者計画等推進協議会です。そこで出される。でも、その具体的な実施については行政もだけど、自立支援協議会がその実施に責任を持っているはずだと、そういう協議会だと私は理解しているんです。とすると提言を出しました、はい、それでは区が予算の範囲内でこれはできる、できないで、はい、それでいいんでしょうかと。区に要望することは当然ある。もう一方で、ここの協議会として責任を持って実際に事業者全部ほとんど入っているわけですから、それをどうやって実現していくかということについても我々責任あるんじゃないでしょうか。だから、出しっぱなしでいいということではないだろうか。

多分去年の夏でしたか、東京都主催で東京都の自立支援協議会が各区の自立支援協議会の代表等々を集めて研修会か何かありました。都として、提言だけ出せばいいんじゃないですよ。実際にここでこんなふうにして進めていきましょう、それはそれぞれの部会としてもだけど、協議会としても全体として責任を持っているだ

ろうというふうな理解をしております。私の理解が間違いだったら、それは違うよと言っていただければいいんだけど。

とするとこの自立支援協議会の機能として年に大体2回やって、部会の提言をそれぞれの部会から出たものをまとめて、区に提出して、あとは区によろしくというやり方そのものに若干の疑問がある。もう少しある程度ここは実行に責任を持つ協議会ではないのか。協議会のあり方自体も再検討がそろそろ必要なのかなと、そういう時期に来ているんじゃないかということも感じますし、それから、共生社会ということが言われるようになってくると、そういうことをやる上ではこういう部会があって、年に2回全体会があって、そこでというやり方ではほんとうに地域に根差した、地域のいろいろな方が参加してという共生社会を実現していくために、江東区でどういうふうにつくっていくかということを議論するには、やはりこの協議会のあり方とか開催の仕方等々も見直しが必要な時期なのかと感じております。

【里村会長】 貴重なご意見ありがとうございました。

ほかに何かご意見ございますか。では、専門部会からの報告書の提出をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(各部部长より報告書を会長へ手交)

【里村会長】 各部会、どうもありがとうございました。

議事4 その他

【里村会長】 では、次に議事4、その他です。事務局から説明をお願いいたします。

【西隈施策推進係長】 施策推進係の西隈と申します。私のほうから2点、ご説明させていただきたいと思ひます。

先ほど就労支援部会の青柳部会長からもございました障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率算定において、国の中央省庁が障害者の雇用を水増しするという事態が発生したということで、本区の現状について簡単ではございますが、ご説明させていただきます。

本区においても厚生労働省の定めたガイドラインの運用解釈の誤認によりまして、障害者雇用率の誤算定がございました。区の障害者の把握、確認方法は目的明示、本人同意という点で厚生労働省が示したガイドラインが求めるプライバシーへの配

慮を欠いたということで、こちらの点は反省すべき点であったということでございます。

このためガイドラインに基づきまして、再度確認をいたしました、再点検した結果、平成29年度につきましては未達成となっております。平成30年度につきましてはガイドラインに基づき点検した結果、障害者雇用率は法定雇用率を上回っております、2.54%となっているということでご報告させていただきます。今後も再発防止とチェック体制の強化に取り組みまして、法定雇用率を上回るような障害雇用を進めてまいりたいと考えてございます。

次に2点目を簡単にご説明させていただきたいのは、障害者実態調査ということで、資料4をごらんください。資料4ですが、平成32年度に第6期の江東区障害福祉計画及び第2期江東区障害児福祉計画の策定を予定しているところでございます。それに先立ちまして、来年度実態調査を実施することとしております。

調査対象としましては、各障害種別ごとに4,800人程度を見込んでおりまして、サービス提供事業者については200カ所、障害者団体につきましては40団体程度を予定してございます。

実施調査時期は31年の10月から11月となっております。

調査内容につきましては、この調査票を束でつけさせていただいております、障害種別ごとに資料をつけさせていただいておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

資料4の裏面をごらんいただければと思います。本日31年1月31日、地域自立支援協議会で意見をいただければと、提示をさせていただいているところでございます。

4月に入りましたら、実態調査を行う業者を決定いたしますので、その事業者と調整した上で、調査票等々を決定していきたいと考えてございますので、今回皆様に資料をもう一度お目を通していただきまして、何か知りたいこと、聞きたいこと、アンケートの中に反映させたいことがございましたら、本日お配りしております意見シートにご記入の上、ファックスまたはメール等々で送付いただければと思います。ワード等々でもご記入いただいて、メールでいただいても結構ですので、皆様の経験ですとかそういったものを反映させた実態調査ができればと考えておりますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。今のご説明に何かご意見、ご質問はあるでしょうか。はい、どうぞ。

【青柳委員】 就労支援部会の青柳です。

先ほどの雇用の問題で江東区の現状で誤確認があったと、29年度未達成で、30年は2.54%達成しましたと、これだけの報告では全く報告ではないと思います。誤確認とありましたがどのようなことですか。

【内藤障害者支援課長】 すいません、障害者支援課長です。

誤確認ではなくて誤算定です。具体的に申し上げますと29年度に雇用していた障害者の方の把握が、厚生労働省のガイドラインに沿った同意のとり方でなかったという方がいらっしゃったために、その方を抜いて正しくガイドラインどおりの方だけを算定すると、29年度に関しては、雇用率は下回ってしまうといったことです。ただし、30年度に関してはきちんとガイドラインに沿った形をとり、全員算定した上で、障害者雇用率、法定雇用率は満たしていたという説明になります。

【青柳委員】 ということは江東区の区の職員の方が何名いらっしゃって、その中で、あなたは障害者枠と言っていいのかわからない、ちゃんと対象者に説明していなかったということですか。

【内藤障害者支援課長】 説明していなかったというかガイドラインにそったものではなかったということです。

【青柳委員】 了承を得ていなかった。

【内藤障害者支援課長】 同意をとっているという認識がガイドラインよりも拡大解釈してしまっていたというようなことです。厚生労働省が言う同意というのに当てはまっている、ガイドライン上、厳密に言うと当てはまっていなかったですという方がいらっしゃったので、そのためにそこを厳密に算定すると法定雇用率を下回る結果になってしまったと。ですのでそこに関しては、ガイドラインに厳密に沿ってやるべき部分だったので、区としても反省すべき点と考えております。

【青柳委員】 これが二度とないようにというところで、これからどういう対策でやられるのか。ここがしっかりしないと同じことになるかなというふうに思います。誰もがみんな納得できる形で、こういう対応していきますというようなことになっていってほしいなと考えています。これは要望ですのでお願いいたします。

【里村会長】 では、ご意見も出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

【平松委員】 時間もオーバーしているようですが、大事なことなので、協議会及び各部会の構成に関してでございますが、先日児童部会に当事者の保護者を参加させていただきたい旨を申し出たところです。障害者にかかわることを障害者抜きで検討したり決めたり実施したりするのはだめでしょうと。ある意味で権利侵害ですと。まさにここはそういうことを直接取り上げているわけですから、この協議会及び各部会とも当事者の参加のもとに行うべきであると。精神部会は最初からやっております。

協議会としても各部会としてもそのことは趣旨としては当然のことであり、全く賛成であるというふうに確認をいただいたと理解しております。その原則はこの協議会の大原則だと思っておりますので、原則を変えるのであればきちんと議論して変えるべきであるし、部会ごとにそれぞれその辺は部会に委ねていいことだとも思っておりません。

【里村会長】 何か事務局のほうでございますか。

【内藤障害者支援課長】 恐れ入ります。事務局なんですけれども、このお話は事前に平松委員から私のほうにもお話をいただいておりますので、私のほうから考え方、こうではないかということをお伝えさせていただければと思うんですけれども、専門部会はそれぞれ障害に関する関係機関の方々に集まっております。区として今後どうすべきかということを検討していただいている立ち位置であると認識しております。

です、その部会をやっていく中で何を検討されて、どういう方向に持っていくかというのは部会の中で検討していただくんですけれども、その中で当事者のお話を聞いているかどうかということに関して、そのときにテーマにされていることの中で、当事者の方を呼んで聞くべきだと部会が判断された場合には、そういった会を設けるということはあることだと思いますけれども、常に当事者の方が入るのかどうかというのは部会の内容、性質上によって異なってくるのかなと思っております。

また、当事者の方が入るといっても、例えば精神部会であれば精神障害の方の団体の代表の方といった形で来ていただく形になるのかなと思いますけれども、児童部

会であれば全障害を代表される方がいらっしゃれるのかとかそういった点も検討されていかななくてはいけないと思いますので、それは部会ごとの判断で当事者の方をお呼びするかどうかも含めて判断をされていくべきものかと考えております。

【田村委員】 実は児童部会は部会に集まってくださっているのは、区の児童に
関係している行政機関ともう一つ、当事者、本人たちが出してつくっている団体で
す。普通は今それは放課後等デイサービスは、うちの卒園児のお母さんたちが立ち
上げてきております。実は副部長さんはそうなんです。お子様は卒業して福祉施
設にいらしたかなという、だから、私の認識としては保護者が立ち上げた事業所と
私どもも児童発達支援の根本的な大きな施設をやっているのです、その方を入れてや
っている形でいいかなと思っていたんですが、そのお子さんも成人となられたから
には、今現在の状況をもっと部会に反映させていくということでは、まだプラス適
した人が入ってもいいのではないかと考えております。だから、児童の分野もいろ
いろなご意見をお持ちの方がいらっしゃるので、ある面でいえば当事者を全く抜き
でというのではないんです。必ずそこが中心にはなっていこうと考えておりますの
で、今後また保護者の参加についてはいろいろな形で考えていきたいと思いたす。

【白木委員】 自立支援協議会のここが一つ政策提言の場でもあるという性質か
らすると、当事者として専門部会でかかわるといことはかなり大きな問題だとは
思うんですけども、ちょっと今この過ぎていく時間の中で議論するにはあまりに
も大きな問題ではあるかと思うので、それはどこかの段階できちんとお話しすべ
き問題かなと私自身は今聞いていて思うのですが。

【里村会長】 大きな問題で、今ここで継続的に議論するわけにはいきませんの
で、権利擁護部会であるとかそれぞれの部会でもぜひ来年度からの検討課題にし
ていただきたいと思いたす。本日の議事はこれで終了させていただきます。

〔閉会〕

【里村会長】 皆様には2年間にわたり、地域自立支援協議会の委員としていろ
いろ貴重なご意見を多くいただき、ありがとうございました。今後も引き続き地域
で暮らす障害者の支援に向けて、それぞれのお立場からご協力を賜りますようお願い
申し上げます。

非常に長時間、本日会議を続けていただきまして、ありがとうございました。

では、閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

— 了 —